

---

## (説明資料) 第2回令和7年度災害廃棄物対策 推進検討会における委員御意見に対する回答

---

令和7年12月15日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



# 目 次

1. 仮置場確保における広域連携
2. 木くずの有効利用に関する過年度WGの検討状況
3. 首都直下地震の被害想定状況
4. 都道府県域を超える協定の締結状況

# 1.仮置場確保における広域連携について

## 仮置場の共同設置事例

- 仮置場の共同設置については平成30年7月豪雨において、倉敷市と総社市で一次仮置場を共同設置した事例がある。
- 仮置場管理委託、処分委託、原状復旧工事、災害報告書作成等の事務処理は倉敷市で行い、処理量で按分した後、負担金として精算が行われた。
- 平時における仮置場の共同設置検討事例は確認できなかったが、今後自治体の計画策定・改定支援において、こうした視点も入れながら支援を行っていく。

図1 倉敷市災害廃棄物処理実行計画 抜粋  
(平成30年9月18日)

表3.3 仮置場の内容

| 管理主体          | 仮置場の種類              | 仮置場の名称          | 面積(m <sup>2</sup> ) | 開設日      | 委託開始     | 受入終了      | 搬出完了      | 復旧完了                 |
|---------------|---------------------|-----------------|---------------------|----------|----------|-----------|-----------|----------------------|
| 倉敷市           | 一次<br>仮置場<br>(被災地内) | 吉備路クリーンセンター     | 11,200              | H30.7.9  | H30.7.15 | R2.3.31   | R2.4.15   | R2.6.24              |
|               |                     | マービーふれあいセンター    | 11,400              | H30.7.10 | H30.8.2  | H30.12.10 | H30.12.26 | R1.10.25             |
|               |                     | 真備浄化センター        | 8,800               | H30.7.15 | H30.7.15 | H30.12.10 | H30.12.15 | R2.3.3               |
|               |                     | 吳妹小学校           | 4,700               | H30.7.13 | 直営のみ     | H30.7.15  | H30.7.27  | H30.8.28             |
|               |                     | 真備東中学校          | 13,300              | H30.7.13 | H30.7.20 | H30.7.21  | H30.8.2   | H30.8.24<br>H31.3.29 |
|               |                     | 真備中学校           | 11,300              | H30.7.17 | H30.8.2  | H30.9.3   | H30.10.20 | R1.7.25              |
|               |                     | 真備陵南高等学校        | 5,000               | H30.7.14 | 直営のみ     | H30.7.25  | H30.8.1   | H30.8.10             |
|               | 一次<br>仮置場<br>(被災地外) | 西部ふれあい広場        | 31,000              | H30.7.11 | H30.7.22 | H30.8.1   | H30.10.19 | R1.9.24              |
|               |                     | 増原公園            | 8,800               | H30.7.26 | H30.8.4  | H30.8.7   | H30.10.13 | R1.9.3               |
|               |                     | 海技大学校跡地         | 5,000               | H30.8.1  | 直営のみ     | H30.9.28  | H30.9.28  | H31.4.24             |
|               |                     | 玉島の森            | 15,400              | H30.8.2  | H30.8.2  | H30.9.14  | H30.10.19 | R1.6.18              |
| 岡山県<br>(事務委託) | 一次<br>仮置場<br>(被災地外) | 玉島E地区フラワーフィールド  | 26,000              | H30.8.20 | H30.8.20 | R1.12.28  | R1.12.28  | R2.3.19              |
|               | 二次<br>仮置場           | 岡山県環境保全事業団水島処分場 | 110,000             | H30.7.31 | H30.7.31 | R2.1.21   | R2.4.16   | R2.7.31              |

図2 総社市災害廃棄物処理実行計画 抜粋  
(平成30年10月31日(第2版))

表4-2 仮置場の設置状況

| 名称                     | 所在地           | 面積                    | 災害廃棄物等の種類                  | 状況           |
|------------------------|---------------|-----------------------|----------------------------|--------------|
| 総社西公園<br>一次仮置場         | 総社市秦368       | 8,500 m <sup>2</sup>  | 可燃, 可燃粗大, 廃疊, 不燃, 廃家電, ガラス | 8月6日<br>一時閉鎖 |
| 吉備路クリーンセンター<br>一次仮置場   | 倉敷市真備町箭田481番地 | 15,000 m <sup>2</sup> | 可燃, 可燃粗大, 廃疊, 不燃, 廃家電など    | 使用中          |
| 総社市一般廃棄物最終処分場<br>一次仮置場 | 総社市下倉3740番地   | 23,000 m <sup>2</sup> | 混合廃棄物                      | 使用中          |
| 合計                     | —             | 46,500 m <sup>2</sup> | —                          | —            |

: 共同設置した仮置場

## 2.木くずの有効利用に関する 過年度WGの検討状況

## 木くずの有効利用に関する検討状況

- 過年度WGでは南海トラフ地震のシナリオ検討において、「平時の木質バイオマスの需給状況、品質基準」と「主な用途」の2点について整理した。
- 受入先の品質基準に合わせた処理、保管可能なものは区別して再生利用計画を検討する。

| 項目              | 検討結果   |
|-----------------|--|
| 平時の木質バイオマスの需給状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>木質バイオマスの需要は増加している。</li> <li>一方で廃木材等の入荷状況はおむね横ばいから減少傾向にある。</li> <li>現状では災害により生じた柱角材の処理のための余力はあると考えられる。</li> </ul>  |
| 品質基準と主な用途       | <ul style="list-style-type: none"> <li>平時から異物混入防止や含水率の管理といった品質管理の徹底が求められている。</li> <li>災害時も土砂等の混入を防止するため、仮置場では鉄板やコンクリートの上に保管することが望ましい。</li> <li>被災家屋の解体由来の柱角材であれば、連合会が策定した品質基準や利用用途標準が参考になる。</li> </ul> |
| 南海トラフ地震における対応方策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の行政等における市場・流通のコントロールが必要となる。</li> <li>受入先の品質基準に合わせた処理が必要となる。</li> <li>柱角材のうち、柱、はりは2～3年間は再生利用が可能であることから、早急に処理すべきものと保管可能なものを区別した再生利用計画を検討する。</li> </ul>         |

### 3-1. 木質リサイクルチップの品質基準

| チップ区分             | チップとなる原料  | 備考   |
|-------------------|---|--|
| Aチップ<br>(切削チップ含む) | 柱、梁材および幹材等の断面積の大きいもの、無垢材                            | 防腐剤、合板、ペンキ付着物、金属、プラスチック類、土砂等の全ての異物、または樹皮を含まないこと。 |
| Bチップ<br>(切削チップ含む) | Aチップと同様およびパレット、梱包材、解体材等の無垢材で比較的断面積の大きいもの            | 防腐剤、合板、ペンキ付着物、金属、プラスチック類、土砂等の全ての異物を含まないこと。       |
| Cチップ              | Bチップと同様および合板等                                       | 防腐剤、ペンキ付着物、金属、プラスチック類、土砂等の異物を含まないこと。             |
| Dチップ              | Cチップと同様および繊維板、ペンキ、接着剤等の付着したものなど(襖、障子等を含む)、または枝、除根材等 | CCA含有物、金属、プラスチック類、土砂等の異物を基本的に含まないこと。             |
| Eチップ              | チップ製造の際の副産物   | 有害物質、金属を含まないこと                                   |

| チップ区分 | 主な用途           |       |    |            |    |         |           |                |          |       |         |       |    |       |
|-------|----------------|-------|----|------------|----|---------|-----------|----------------|----------|-------|---------|-------|----|-------|
|       | マテリアル(原料)系     |       |    |            |    |         | サーマル(燃料)系 |                |          | その他※3 |         |       |    |       |
|       | MDF<br>(中質繊維板) | エタノール | 製紙 | 製紙<br>(板紙) | 木炭 | コンポスト   | マルチング材    | ハイドロペーリッシュンボード | パティクルボード | 燃料    | セメント原燃料 | 高炉還元剤 | 敷料 | 水分調整材 |
| Aチップ  | ○              | ○     | ○  | ○          | ○  | △<br>※4 | ○         | ○              | ○        | ○     | ○       | ○     | ○  | ○     |
| Bチップ  |                |       |    | ○          | ○  | △<br>※4 | ○         | ○              | ○        | ○     | ○       | ○     | ○  |       |
| Cチップ  |                |       |    |            |    |         |           |                | ○        | ○     | ○       | ○     | ○  |       |
| Dチップ  |                |       |    |            |    |         |           |                | ○        | ○     | ○       | ○     | ○  |       |
| Eチップ  |                |       |    |            | ○  | △<br>※4 |           |                | △        | ○     | ○       | ○     | ○  |       |

### 3.首都直下地震の被害想定状況について

# 首都直下地震の被害想定状況について

- 内閣府では、平成25年12月に定量的な人的・物的被害や被害の様相を取りまとめ、約9,800万tと推計。令和5年以降、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策の検討が進められている。
- 環境省では、平成26年3月に「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン」を策定し、災害廃棄物を約1.1億tと推計。
- 東京都では防災力向上のため「首都直下地震等による東京の被害想定」を平成18年5月にとりまとめ、平成24年4月、令和4年5月に被害想定の見直しを行っており、令和4年4月時点で、3,164万t（都内におけるごみ総排出量の7.5年分）と推計。

## ●環境省

### 【首都直下地震】

- 首都直下地震では、液状化、揺れ、火災に伴い、関東地方における被害（全壊、半壊）により、災害廃棄物が最大で約11,000万トン（可燃物：約510万トン、不燃物：約3,570万トン、コンクリートがら：約6,433万トン、金属：約401万トン、柱角材：約151万トン）発生すると推計。

出典：「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間とりまとめ」  
(平成26年3月)

## ●内閣府

### 7.1 災害廃棄物等

建物被害等により発生する災害廃棄物が最大で約9,800万トン（約8,500万m<sup>3</sup>）に上ると想定される。

#### 災害廃棄物

| 重量換算（万トン） | 体積換算（万m <sup>3</sup> ） |
|-----------|------------------------|
| 約9,800    | 約8,500                 |

出典：「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）～人的・物的被害（定量的な被害）～」  
(平成25年12月)

## ●東京都

### ＜結果の総括＞

- ・ 災害廃棄物が最大となるのは都心南部直下地震（冬・夕方、風速8m/s）であり、  
3,164万トン、3,550万m<sup>3</sup>と想定される。  
➤ 都内におけるごみ総排出量の7年半分、東京ドーム約29杯分に相当する。<sup>12</sup>

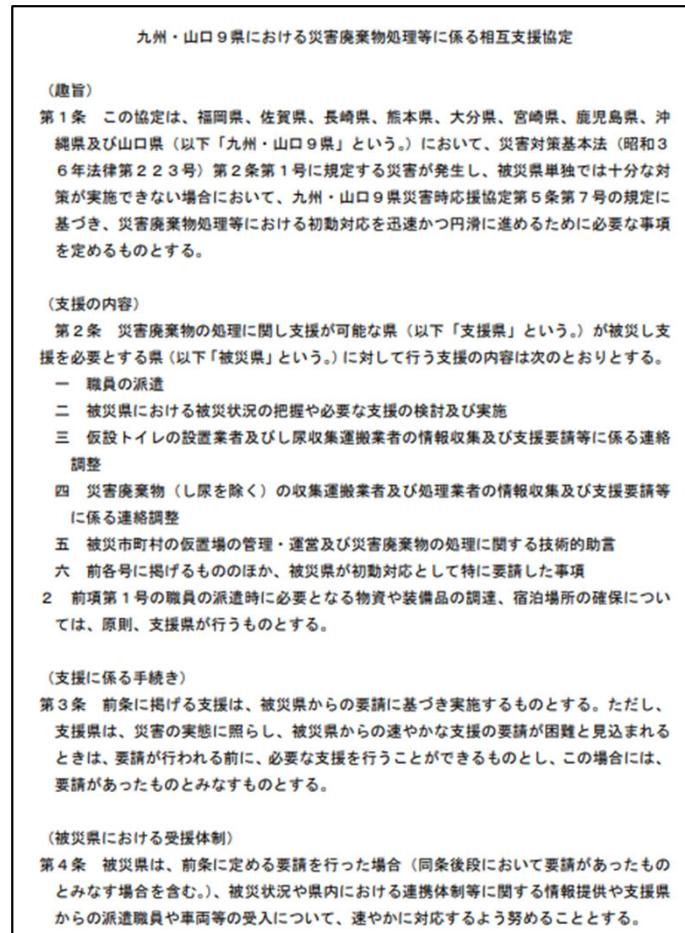
出典：「首都直下地震等による東京の被害想定」  
(令和4年5月)

## 4.都道府県域を超える協定の締結状況

# 都道府県域を超える協定の締結状況

- 都道府県間の災害支援協定について、災害廃棄物処理計画及び地域防災計画に記載されているものを調査
- 都道府県間の協定は職員の派遣や物資、資機材の提供などの協定が多いものの、災害廃棄物処理については「**九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定**」が確認された。

図1 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定



## 支援の内容（第2条より抜粋）

- 一 職員の派遣
- 二 被災県における被災状況の把握や必要な支援の検討及び実施
- 三 **仮設トイレの設置業者及びし尿収集運搬業者との情報収集及び支援要請等に係る連絡調整**
- 四 **災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者及び処理業者との情報収集及び支援要請等に係る連絡調整**
- 五 **被災市町村の仮置場の管理・運営及び災害廃棄物の処理に関する技術的助言**
- 六 **前各号に掲げるもののほか、被災県が初動対応として特に要請した事項**

※九州・山口9県：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県